

死亡牛のBSE検査が 開始されます

BSE対策特別措置法に基づき24か月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査が義務付けられ、新潟県では、検査に必要な施設の整備を行ってきましたが、このたび、施設整備が完了したことから、平成16年4月1日から検査を開始することとなりました。

これまでの死亡牛の適正処理と併せ、BSE検査の実施について、関係者のご理解とご協力をお願いします。

留意事項

1 BSE検査の開始後も死亡牛処理の流れ（運搬）は今までとおりですが、BSE検査に伴い、下記の書類等が追加で必要となります。

・検査申請書（様式は新潟県化製興業㈱に用意して

あります。）

・検査手数料（6,000円）

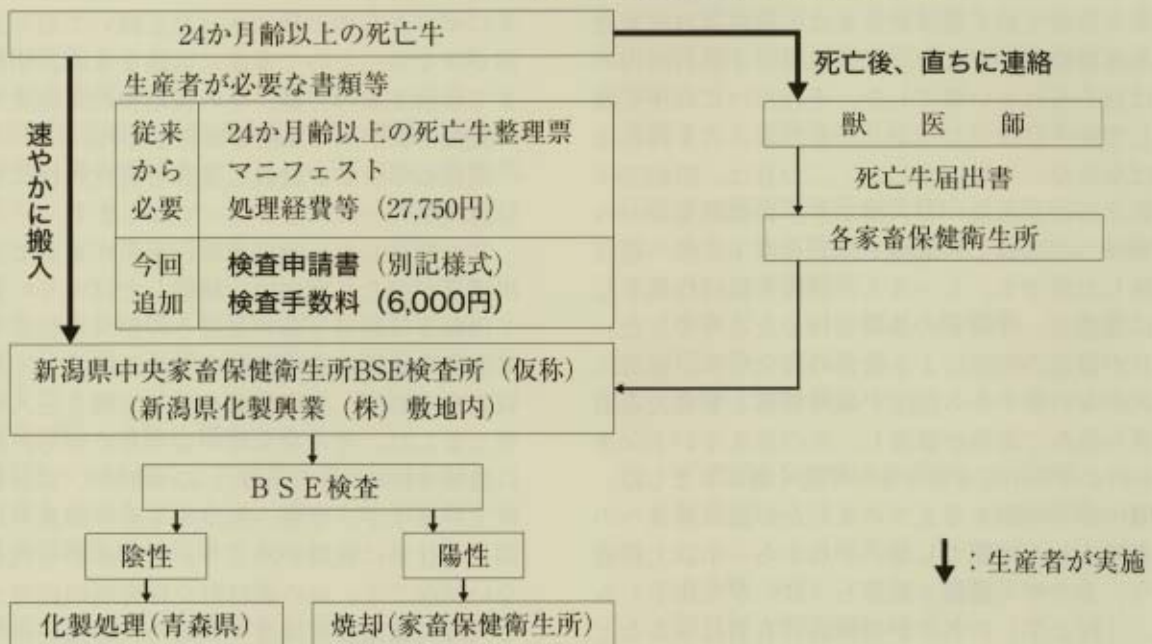
2 検査手数料は、後日、社新潟県畜産協会から死亡牛緊急処理円滑化施設整備事業により、死亡牛処理経費と同様に補助措置があります。（検査料の補助額：平成15年度は6,000円、平成16年度は未定）

3 円滑かつ正確なBSE検査を実施するため、死亡牛の届出（獣医師への連絡）並びに死亡牛の搬入を速やかに実施してください。

4 今後は診断書の提出は必要ありません（24か月齢未満の牛も同様です。）

なお、個体識別耳標未装着牛（死産胎児等）の輸送費補助を受ける場合は、種付け証明書（母牛名前欄に名号及び母牛の個体識別番号を記入）又は診断書が必要です。

24か月齢以上の死亡牛の処理とBSE検査の流れ



編集後記

厳しい冬もそろそろ終りに近づいております。窓からは柔らかな春の日差しが差し込んでおり心が穏やかに和みます。3月も半ばになりますと大学や高校の受験もほぼ山場が過ぎて受験生をお持ちの家庭では悲喜こもごもと思われまふ。このような何かと気ぜわしい時期に畜産を取り巻く情勢は今だ真冬で猛吹雪で荒れまくっております。吹雪に慣れている畜産の人間としても手を焼いている次第です。それは昨年暮れにアメリカでBSE感染牛が確認されたことで同国からの輸入牛肉がストップしたこと、本年に入ってから我が国では79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生する等、消費者が畜産物に対する不安を掻き立てる出来事が連続して発生していることです。特に日頃、畜産農家と直接接点を持っている当協会では、「クリーンポーク生産農場」認定事業や消費者との交流会を通じて、畜産物の安全や安心そして安定供給の理解を深める取り組みを行い、食に対する信頼を得ようと日夜奮闘している次第です。早期に問題が解決され春暖の日差しが差し込む日々を待ち望んでいる今日この頃です。（花田記）